

UNHCR 駐日事務所
Tel: 03-3499-2075



JAR/UNHCR 難民ホットライン
Tel: ☎0120-477-472 (難民専用
フリーダイヤル)
もしくは 03-5379-6003
Fax: 03-5379-6002

(仮訳 ・ 原文英語)

日本で難民としての保護を求める方へ

2005 年 12 月

Information for Asylum-Seekers in Japan
(December 2005)

1. 難民の定義
2. 日本の難民認定制度
 - 2.1 一般的規定
 - 2.2 難民認定手続
 - 2.3 難民申請者への支援
 - 2.4 難民の権利
3. 日本における UNHCR の役割
4. 入国管理局 / 連絡先

重要：この文書は、「出入国管理及び難民認定法」の改正、
その 2005 年 5 月 16 日からの施行をうけて、
改訂されています。

1. 難民の定義

難民の地位に関する 1951 年条約（以下、「難民条約」）第 1 条 A によると、難民とは次の
人のことを指します：

「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的

意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者及び...（中略）常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができない者又はそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まない者」

2 . 日本の庇護システム

2 . 1 一般的規定

日本は 1951 年の難民条約及び 1967 年の難民の地位に関する議定書の締約国であるので、**日本国内においては日本政府が難民の認定をする正当な権限を有します。**日本において庇護を求める方は、法務省入国管理局に対して難民認定の申請をしなければなりません。外国人の方は、その国籍や在留資格に関わらず、日本政府に対し無料で難民申請をすることができます。日本に非正規に入国した方や、在留期限が切れ不法残留中の方であっても、出身国に帰ることに對して十分に理由のある恐怖を有しているならば、難民申請をすることができます。しかし、ここで注意しなければならないことは、難民申請をすれば自動的に不法滞在中の人が正規化されるわけではないことです。政府による審査の結果、申請者が難民と認定されず、また他の法的地位も与えられないと判断された場合には、収容、送還されることがあります。

「出入国管理及び難民認定法」（以下、「入管難民法」。日本の国内法です）では、難民申請の期限は設けられていません。さらに、在留資格のない方が難民申請をした場合でも、申請の審査中に仮滞在の許可が認められることがあります。仮滞在を認められた方は、収容されることはありません。ただし、仮滞在許可が認められるためには以下の条件をはじめとする様々な条件が満たされなければなりません。

- 1 . 日本に上陸した日（日本にいる間に難民となる事情が生じた人はその事実を知った日）から 6 ヶ月以内に申請がされていること。
- 2 . 生命、身体又は身体の自由が難民条約第 1 条 A (2) に規定する理由（上記「1 難民の定義」参照）によって害されるおそれのあった領域から直接日本に入ったこと。
- 3 . 既に退去強制令書が出されていないこと。

2.2 難民認定手続

公式手引き

法務省は「難民認定手続案内」という小冊子を発行しています。この冊子は数カ国語で書かれ、入国管理局で配布されています。(各地の入国管理局の一覧とその連絡先についてはこの書類の最後に書かれています。)その冊子をよく読み、案内にしたがって、御自身の申請書を入国管理局に提出してください。

申請書類

申請書類は入国管理局とインターネットから入手可能です。

<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-6-1.pdf>

また、難民支援協会(JAR)でも入手できます。

面接

後日、申請者は入国審査官(難民調査官)との面接のため呼ばれることがあります。(この呼び出しは1回以上の場合もあります。)

決定

面接の後、難民認定の可否が通知されます。結論に至るまで多少の時間がかかります。通常は数ヶ月ですが、例外的に数年かかることもあります。

難民支援協会(JAR)のガイドブック

難民支援協会(JAR)でも、難民認定申請者(以下「難民申請者」)に対し、詳細で実用的な情報を提供する小冊子を用意しています。冊子は数カ国語で書かれており、難民支援協会の事務所で配布されています。

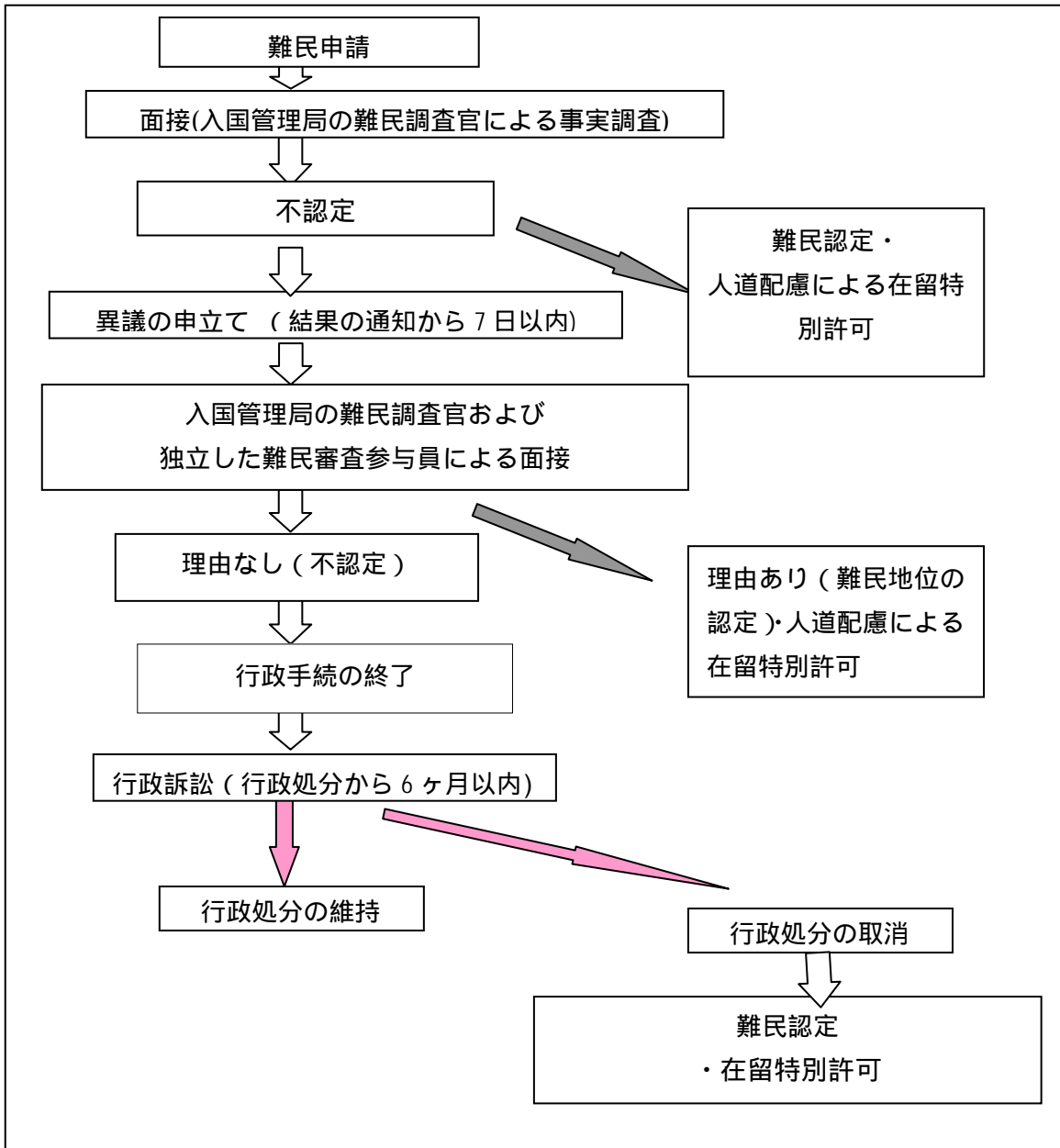
難民支援協会

〒160-0004

東京都新宿区四谷 1-7-2

電話：03-5379-6003

ウェブサイト：http://www.refugee.or.jp/for_refugee/index.html



難民認定で「不認定」とされた場合でも、異議申立てをする権利があります。

難民申請が不認定となってしまった場合、入国管理局に再度審査を請求することができます（異議申立て）。この場合、不認定の通知を受けてから7日以内に請求しなければなりません。任意ではありますが、異議の申立ての際に弁護士からのサポートを受けられれば、有利となるでしょう。この申立ても退けられますと、さらなる審査は裁判所でのみ可能となり、その際には弁護士が必要になります。この場合、異議の申立てが退けられてから6ヶ月以内に裁判所に訴えを提起しなければなりません。

NGOによる法的支援

法律扶助協会(J L A A)は法律相談サービスを提供しています。相談料は1時間に5,000円です。無料相談は毎週木曜日に行われています。詳しくはJ L A Aに直接お電話でお尋ねください。 電話：03-3581-6941

難民であることの立証

法務省は申請者の供述に基づいて、難民申請を審査します。ご自分の難民申請の内容を補強する書類を、可能な限り全て提出してください。身分証明書、兵役に関する証明書、学校や大学の修了証明書、出生証明書、拘禁からの放免に関する書類などが有益な証拠となります。

法務省による審査がしやすいよう、申請者の方は、ご自分の主張の重要な側面に関して、正確な事実と、入手可能なあらゆる具体的な証拠を提出することが求められます。入管難民法第70条により「偽りその他不正の手段により難民認定を受けた者」は、三年以下の懲役もしくは禁固または30万円以下の罰金を科されますので注意してください。

その他の保護：人道的配慮による在留特別許可

法務省は難民の地位の他に、人道配慮による在留特別許可を付与することがあります(2005年には97人に許可が認められています)。このような許可は、難民の基準は満たしていないものの、戦争や国内紛争など難民と同様にやむを得ない理由で出身国に帰ることができない人に与えられることがあります。ただし、在留特別許可の基準は公表されていません。難民申請が不認定で、在留特別許可が認められた方は、その旨をUNHCRまでご連絡ください。

2.3 難民申請者への支援

日本では、難民申請者への経済的支援を行う義務は日本政府が負っていますので、原則としてUNHCRは難民申請者に対し、経済的な支援を行っていません。

日本政府は困窮した難民申請者に対し、難民事業本部(RHQ)を通して経済的支援を行っています。難民事業本部の発行している文書「難民申請者に対する支援」によれば、：

「支援を受けることができる方は、難民認定申請者(異議の申出中を含む)のうち、本邦において生活困窮の度合いが高く、衣食住に困る等、保護が必要と認められる方です。資産や収入のある方、働くことができる方、申請者本人を扶養すべく、かつ、その能力を有する親族を有している方、公的扶助等を需給している方、その他保護措置を実施するこ

とが不相当と判断される方については、保護が必要とは認められません。」

RHQにより適格と判断された方は毎月一定額の支援を受けることができ、必要であれば医療費も援助してもらえます。宿泊先が必要な難民申請者はRHQに援助を求めることができます。詳しい情報や支援についてのお問い合わせは日本語、英語またはフランス語でRHQへお尋ねください。

RHQの連絡先

電話：03-3449-7015

(月曜～金曜 午前10:00～午後5:00)

難民事業本部 援護課(RHQ)

アジア福祉教育財団 (FWEAP)

アジア福祉教育財団ビル2階(1階はカフェ・デ・プレ)

〒106-0047 東京都港区南麻布5-1-27

東京メトロ日比谷線広尾駅(H03)3番出口前

原則として司法審査中の難民申請者はRHQからの生活支援を受けられません。

RHQの支援が受けられない場合、UNHCRは生活相談、医療施設紹介、法律相談、就職斡旋や経済支援(上限あり)を提供するNGOを紹介いたします。ご相談はJAR/UNHCRの電話ホットライン03-5451-5053にお電話ください。しかし、NGOは限られた資源の中で最善を尽くしていますが、すべてのご要望に対応できるわけではありません。UNHCRは難民申請者が難民申請の結果を待つ間、自立して生活されることをお勧めします。

短期滞在などの在留資格の有効期間中に保護を求めた方は、「特定活動」への在留資格への変更を申請することができます。さらに、状況に応じて、入国管理局は特定活動の在留資格を持つ難民申請者に対し、自立のために働くことを許可することがあります。一度特定活動の資格、および/または就労の許可が得られれば、通常は異議の申立てについての決定が下されるまで、更新がなされます。しかし、異議の申立てが退けられた場合には、司法審査を求める場合であっても、特定活動の資格・労働許可は更新されません。

2.4 難民の権利

日本政府によって難民認定を受けた方には、更新可能な1～3年の定住者としての在留資格が与えられます。難民と認められた方は国民健康保険加入を申請することができ、必要

があれば市・区役所など通じて福祉支援を受けることができます。また、難民事業本部は難民と認められた方が日本で安定した生活ができるよう、日本語教育・日本での生活オリエンテーション、職業斡旋を含む定住支援プログラムを提供しています。このプログラムは日本政府の資金提供によるもので、6ヶ月を上限としています。これらのプログラムの参加者には、東京の西早稲田にあるRHQ支援センターで必要に応じて宿泊施設が提供されます。詳しい情報はRHQにお電話でお問い合わせください。電話：03-3449-7011

難民認定を受けた方が海外に出かけられる際には、法務省に難民旅行証明書を申請し取得しなければなりません。

3. 日本におけるUNHCRの役割

UNHCRは、難民認定手続きと難民と難民申請者に対する処遇（情報へのアクセス、収容の問題、困窮している方への生活支援、子どもの教育、医療サービスへのアクセスなど）において、国際難民法の基準が満たされるよう、努めています。

UNHCRはアドバイザー的な役割として、難民の定義についての解釈に関する法的意見を入国管理局や裁判所に提出しています。

UNHCRは、事業委託団体である難民支援協会（JAR）を通して、カウンセリングのサービスを行っております。電話でのカウンセリングや、必要に応じたJAR事務所でのカウンセリングの予約につきましては、JAR/UNHCRホットラインにお気軽にお電話ください。また、以下のような情報の提供も行っています：

庇護手続きについて

庇護手続き中の生活支援の入手場所・入手方法について

裁判中の弁護士による援助について

収容の問題について

庇護手続き中の日本での生活全般について

難民支援協会（JAR）

JAR/UNHCRホットライン

電話：☎0120-477-472（難民専用フリーダイヤル）*

*This programme is supported by NTT Communications.

（つながらない場合は03-5379-6003におかけ下さい）

ファックス：03-5379-6002

〒160-0004
東京都新宿区四谷 1-7-2
E-mail: info@refugee.or.jp
<http://www.refugee.or.jp>

注1 . 現在、入国管理センター等に収容されていらっしゃる方は、オペレーターを通じたコレクトコール（無料通話）を利用することができます。

コレクトコール電話番号：106

注2 . UNHCRの他の電話番号におかけになった場合でも、上記のホットラインにお電話いただくこととなります。日本語か英語が話せない方がJAR/UNHCRの事務所にいらっしゃる際には、通訳して下さる方とお越しになることをお勧めします。

UNHCRは難民と難民申請者の人権が守られることが非常に重要だと考えています。犯罪の被害に遭われた場合は、警察に通報するとともにJARへもお知らせください。また、身体的な暴力や性的虐待の被害にあわれている場合には、JARやUNHCRで、秘密保持に十分配慮した面談を受けることができます。

4 . 入国管理局（難民申請先）連絡先一覧

東京入国管理局

住所：〒108-0075 東京都港区港南 5 - 5 - 30

電話：03 - 5796 - 7111

大阪入国管理局

住所：〒540 - 0012 大阪府大阪市中央区谷町 2 - 1 - 17

電話：06 - 6941 - 0771

札幌入国管理局

住所：〒060 - 0042 北海道札幌市中央区大通り西 12

電話：011 - 261 - 7502

仙台入国管理局

住所：〒983 - 0842 宮城県仙台市宮城野区五輪 1 - 3 - 20

電話：022 - 256 - 6076

名古屋入国管理局

住所：〒460 - 0001 愛知県名古屋市中区三の丸 4 - 3 - 1

電話：052 - 951 - 2391

広島入国管理局

住所：〒730 - 0012 広島県広島市中区上八丁掘 6 - 30

電話：082 - 221 - 4411

福岡入国管理局

住所：〒812-0003 福岡県福岡市博多区下臼井 778-1

福岡空港国内線第3ターミナルビル

電話：092-626-2400

高松入国管理局

住所：〒760 - 0033 香川県高松市丸の内 1 - 1

電話：087 - 822 - 5852

横浜支局

住所：〒231 - 0023 横浜市中区山下町 37 - 9

電話：045 - 661 - 5110

神戸支局

住所：〒650 - 0024 兵庫県神戸市中央区海岸通り 29

電話：078 - 391 - 6377

那覇支局

住所：〒900 - 0022 沖縄県那覇市樋川 1 - 15 - 15

電話：098 - 832 - 4185

成田空港支局

住所：〒282 - 0004 千葉県成田市古込字古込 1 - 1

成田空港内第二郵便局私書箱 2206 号

電話：0476 - 34 - 2222

関西空港支局

住所：〒549 - 0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中 1 番地

電話：0724 - 55 - 1453

中部空港支局

住所：〒479 - 0881 愛知県常滑市セントレア 1 - 1 CIQ 棟 3 階

電話：0569 - 38 - 7410

東日本入国管理センター

住所：〒300 - 1288 茨城県牛久市久野町 1766

電話：029 - 875 - 1291

西日本入国管理センター

住所：〒567 - 8550 大阪府茨木市郡山 1 - 11 - 1

電話：072 - 641 - 8152

大村入国管理センター

住所：〒856 - 0817 長崎県大村市古賀島町 644 - 3

電話：0957 - 52 - 2121

UNHCR 連絡先

UNHCR 駐日事務所

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-53-70 国連ハウス 6 階

午前 10 :00 より午後 5:00 まで

UNHCR 法務部

電話：03-3499-2075

Fax：03-3499-2272

UNHCR 公式ホームページ：www.unhcr.org

UNHCR 日本語ホームページ：www.unhcr.or.jp

e-mail：jpnto@unhcr.org

重要：UNHCR へいらっしゃる際は、緊急の場合を除き、事前にご連絡ください。